

## 令和7年度第1回狹山市総合教育会議議事録

開催日時 令和7年11月19日（水）  
午後1時30分から午後2時55分まで

開催場所 市役所 5階 教育委員会室

出席者	市長	小谷野 剛
	教育長	滝嶋 正司
	教育長職務代理者	古谷 広明
	委員	宮崎 英子
	委員	安河内 由香
	委員	青田 和義

欠席者 なし

事務局	生涯学習部長	五十嵐 和也
	次長兼教育総務課長	増島 浩康
	学校教育部長	宇佐見 昌義
	次長兼教育指導課長	利根川 浩子
	教育総務課主幹	大熊 正則

会議の公開・非公開 公開

傍聴者数 0名

### 議事

#### 1 第4次狹山市教育振興基本計画（素案）について (要旨)

事務局より、狹山市が目指す教育の基本的な方向性とその施策を明らかにする狹山市教育振興基本計画は、令和8年度からの5年間を計画期間とする第4次の計画策定を進めており、これまで市民検討委員会、庁内検討委員会で協議を重ね修正を加え、教育委員会協議会等でその進捗を報告しながら、10月に入り素案として政策調整会議に相当する庁内検討委員会並びに市民検討委員会に諮り、いただいた意見を反映させ、本日、令和7年度第1回総合教育会議で協議いただく旨説明がなされた。

続いて、第4次狹山市教育振興基本計画（素案）に基づく説明がなされた。概要は以下のとおり。

計画の策定に際して留意した事項として、社会情勢の変化や教育に関する国や

県の動向を捉えた。児童生徒数の減少や情報化の急速な進展など教育を取り巻く環境にも変化が大きい中で、心身だけでなく、社会的な面も含め満たされた状態、ウェルビーイングを教育の分野でも向上させながら、人生や社会の未来を切り拓く力を育む必要があるとした。また、第2章では、現計画の主な取組を振り返り評価している。さやまっ子茶レンジスクールをはじめ多くの取組を進めてきたが、それぞれ評価や今後のあり方などを整理した。さらに、狭山市における今後の教育の課題を現計画の基本目標別に整理した。

第3章では、教育を取り巻く社会の動向や狭山市の教育の現状と課題等を踏まえた上で、基本理念として、「夢をかなえ 人をつくる 狹山の教育」を掲げており、現計画を踏襲している。この基本理念を実現するために、三つの基本方針、「生きる力を備え 未来へはばたく “さやまっ子”の育成」、「学びが人を育み 社会をつくる 生涯学習社会の推進」、「いつでも どこでも いつまでも 誰もが親しめるスポーツの振興」を掲げており、こちらも現計画を踏襲している。

計画全体に共通する視点として、今回新たに設定した項目として、「誰一人取り残さない共生社会の実現に向けた教育の推進」と「教育デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進」は、様々な施策に係る重要な要素であることから、特出した形となっている。なお、埼玉県でも同様に、この二つを計画全体に共通する視点として設定している。

先の基本理念と基本方針を実現するために、六つの基本目標を掲げているが、現計画の数と内容に大きな変更はない。施策体系は、六つの基本目標に21の施策のもと、それぞれの施策に対し合計92の取組を推進していく。

本日は、このうち重点とした21の取組を中心に、成果指標例とともに説明を行う。

まず、基本目標1の「施策1 確かな学力の育成」では、「学力の向上を目指した教育の展開」を重点とし、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けて、例えば、ICTを効果的に活用し、わかる授業を展開するなどして、確かな学力の育成に繋げる。「施策2 時代の変化に対応した教育の推進」では、「情報教育の推進」と「英語教育の充実」を重点とし、「施策4 幼児教育の推進」では、「幼児教育の推進」を、「施策5 特別支援教育の推進」では、「小・中学校における支援の充実」を重点とした。基本目標Iに係る成果の指標例として、施策1の成果目標は、埼玉県学力・学習状況調査の平均正答率とした。また、施策2の成果目標は、CEFR(セファール)のA1相当レベル以上の英語力を持った生徒の割合とした。

基本目標IIの「施策1 豊かな心の育成」では、「人権教育の充実」を重点とし、同和問題やインターネット上の人権侵害など、様々な人権問題を理解し、解決しようとする児童生徒を育成する。「施策2 生徒指導の充実」では、「不登校の防止対策の推進」を重点とし、不登校児童生徒の心のケアと学習の支援を行うためのスペシャルサポートルームの更なる設置と活用を推進するなど、取組を強化していく。「施策3 体力と健康の増進」では、「基礎体力の向上」に加え、「部活動から地域クラブ活動へのスムーズな移行」を重点とする。狭山市では、令和8年8

月から、まずは休日の部活動を学校から地域へ展開しようと準備を進めているが、将来的には、平日部活動の地域展開も見据えながら、取組を強化していく。基本目標Ⅱに係る成果の指標例として、施策1では、埼玉県学力・学習状況調査における規律ある態度の定着度を成果目標とした。施策2では、いじめの解消率と不登校児童生徒の学校内外の機関等で相談・指導等を受けた人数の割合とし、施策3では、新体力テストの5段階総合評価のうち上位3ランクの児童生徒の割合を成果目標とした。

基本目標Ⅲの「施策1 教職員の資質の向上」では、「研修の計画的な実施」を重点とし、児童生徒の生きる力を育むために、また、教職員の更なる指導力の向上に資するための研修を実施する。「施策2 安全教育の推進」では、「安全教育の推進」を重点とし、事件・事故・災害から児童生徒を守ること、児童生徒も危険を予測し回避する能力を育成すること、そして、家庭・地域・関係機関が連携協働して、安全体制の整備を図っていく。「施策6 学校の規模と配置の適正化の推進」では、「学校の規模と配置の適正化の推進」を重点とし、少子化の進展等を踏まえ計画的に推進するが、子どもたちの学習面や生活面、学校運営面等に十分配慮しながら進めていく。なお、重点取組には位置づけていないが、教職員の働き方改革、また、教職員による不祥事の根絶に向けた取組も推進していく。基本目標Ⅲに係る成果の指標例として、施策1では、埼玉県学力・学習状況調査において、学級に行くのが楽しいと答えた児童生徒の割合を成果目標した。施策2では、警察等と連携した防犯研修・防犯教育を実施している学校の割合を、施策3では、中学校区ごとの小・中学校合同研修会実施校数の割合を、施策5では、小・中学校のトイレの洋便器率と埼玉県学力・学習状況調査において、学級に行くのが楽しいと答えた児童生徒の割合を成果目標とした。

基本目標Ⅳの「施策1 学校・家庭・地域の連携・協働の推進」では、「コミュニティ・スクールの機能強化」と「地域クラブ活動の充実」を重点として進める。基本目標Ⅳに係る成果の指標例として、施策1では地域学校協働活動推進員の人数と地域学校協働活動の年間活動回数の二つを成果目標とした。

基本目標Ⅴの「施策2 生涯学習の機会や場の充実」では、「生涯学習の機会や場の充実」、「社会教育の充実」、「地域クラブ活動の充実」を重点とし、誰もが主体的に参加できる学び直しの場の提供、学習機会の充実を図る。「施策3 生涯学習の成果の活用」では、「学校と家庭・地域の連携・協働体制の構築」を重点とし、生涯学習の成果の活用に向けて、地域学校協働活動への参加など、学校や地域での活動に繋げる取組を促進する。基本目標Ⅴに係る成果の指標例として、施策2では生涯学習・社会教育に関する事業への参加者数といった定量的なデータに、満足度といった定性的なデータを指標に加えることで、多角的に評価できるようにした。また、施策3では学校支援ボランティアの派遣時間を成果目標とした。

基本目標VIの「施策1 市民のスポーツ活動の推進」では、「幅広い世代を対象としたスポーツ教室等の充実」を重点とし、ライフスタイルやニーズに応じて、年代、性別などに関わらず、子どもから高齢者まで幅広い世代を対象に、スポ

ツに関する教室や行事等の充実を図る。「施策2 競技スポーツの振興」では、「スポーツ団体の活動の促進」を重点とし、トップスポーツチームや市内外の大学との包括連携協定などを生かしながら、スポーツの魅力を広く市民へ伝えるため、取り組んでいく。基本目標VIに係る成果の指標例として、施策1では、週1回以上スポーツを実施する市民の割合などを掲げ、施策2では、アスリートとのスポーツイベントや講演会等の参加者数を、また、施策3では公共スポーツ施設の利用者数を成果目標とした。

最後に、第5章として、本計画を着実に推進するために、PDCAサイクルに基づく進行管理を行い、効果的効率的に推進することとした。

委員から出された主な意見等は、以下のとおり。

- ・(委員) ここに至るまでの政策調整会議や市民検討委員会で出た意見、主なものを教えていただきたい。
- ・(事務局) 庁内会議や市民検討委員会では、こども家庭庁の設置やこども基本法について、計画内での位置づけや研究方法を検討されたいとの意見が出された。これは、こども基本法について、市の様々な計画において子どもの意見を反映させるようにということがあるので、そのことに言及されたものである。また、日本語指導が必要な児童生徒への支援について、実態の把握と支援体制の強化が必要ではないかとの意見、ヤングケアラーについては、教員の研修や児童生徒への理解促進が重要との意見、教職員の働き方改革と併せて、教職員を支援する体制作りも重要との意見、特別支援教育の推進における教職員の負担軽減という表現を支援の充実という観点から再検討されたいとの意見、学び直しの位置づけ、反映させる場所を再検討されたいとの意見、また、博物館との連携について文言を追加できないか検討されたいとの意見、PTAの意義について、教育計画に位置づける理由を明確にし、PTA活動が子どもたちの教育にどのように貢献しているかということを見る化していくことが重要との意見などが出された。
- ・(委員) 今、説明のあった意見については、今回の素案の中には全て検討したもののが含まれていると考えてよいか。
- ・(事務局) おおむね反映させている部分と、どの部分に反映させるか検討中のものもある。
- ・(委員) 要望として出た意見はそれぞれもっともで、十分検討した上で入れ込んであると思うが、最初に見たときに発言した中で、どうしても文章が長く、特に最初の部分、計画策定の趣旨や教育をめぐる社会背景、国や県の動向等の部分は、同じような内容が重なって部分が相当多いのかなと感じた。この教育振興基本計画の中に、これらをあえて文章として記述しなければいけないのか。それとも、もっと簡単な方がいいのではないかと、私自身も悩んでいる。皆さんのご意見に従うが、私個人としては非常に文章が長くて、国の動向や県の動向、あるいは社会情勢は、もう少し簡単な文言で表して、例えば、国の教育振興基本計画の3章のここを見てほしいというぐらいで、県の教育振興基本

計画はこの QR コードで見てほしい、そのくらいでもいいのではないかと考えている。要するに、大切にしなければいけないのは、それを踏まえて市の基本計画を作っているという道筋が分かればいいのかなと思う。それを全部文章で載せてしまうと、どうしてもそこを読むのに時間がかかってしまって、施策の方になかなか進んでいかない。そんなところがあるので、個人的には、その最初の部分、前半の部分の文章はもう少し簡素化して記していただくとありがたいと考えている。

- ・(事務局) 委員ご指摘のとおりであり、より読んでもらえる計画である上では見やすく、読んでみようかなと思わせる設えがよいと思うので、改めてもう少しシェーブアップできるかコンサルタントとも相談しながら検討したいと思う。
- ・(委員) 簡素な方がいいという話をしたが、他市の例を紹介してもらえたと大変ありがたいが、他はこれだけ細かく書いてあるのに、狭山市だけが簡単すぎると思われるのもどうかとも思う。やはり、市民が見て分かりやすい方がよいと思う。他市町村の例があればお示し願いたい。
- ・(事務局) 今手元にないが、最近、策定した自治体では、例えば、本編はこの素案のように細かな言及はしているが、概略版を作つてみたり、さらには、子どもが読んでも分かるような子ども版を作つてみたり、あるいは、写真を入れてみたり、何かこの取組はこのようなものだというイメージが湧くような設えをされているところもある。その辺は、コンサルタントにも相談をしており、もう少し手に取つて見てもらえるような設えにできないか、最後の詰めを行つてあるところである。
- ・(委員) 現状と課題というところは文章が長くて、現状の後に課題が来ているが、現状と課題を分けた方が分かりやすいという点では、どこについてもそのような印象である。もちろん現状を踏まえた上ではあるが、その課題が分かりづらい。現状と課題を一緒にしていることで、すごく分かりづらいという印象を受けた。要は、捉えづらいというのが率直な感想である。また、第4章基本目標1施策1の取組の「4各種調査研究活動の成果を生かした学習指導の充実」中、「教職員がこれを効果的に活用して指導を充実します。」とあるが、正しかどうか分からぬが、私なら、「これらを効果的に活用し、」なのではないかと思う。また、「施策5 特別支援教育の推進」の現状と課題のところの言葉の使い方について、「個別の支援」、「個別の指導計画」とあるが、「個別支援」ではなく「個別の支援」とするなど、「の」を入れる理由、違いを教えてほしい。
- ・(事務局) 「個別の指導計画」という文言は一般化されているもので、県でも個別の指導計画を作りなさいという言い方をしており、そのような名称になっている。また、「個別の支援」というと、通常学級にも、発達に障害を持つ児童生徒もいるので、その児童生徒に対して通常学級でも個別の支援をしていきなさいという言い方である。「個別支援」でも意味は通じるとは思うが、ここはあえて「個別の支援」という言い方をしている。この「個別の指導計画」の部分はそういう名称で言われてるので、それを使わなければいけないと思うが、

「個別支援」でも「個別の支援」でも、そこは特段大きな問題はないと捉えている。

- ・(委員) 特別支援教育では、「個別の指導計画」という言い方をしているのか。
- ・(事務局) 「個別の指導計画」という言い方をしている。
- ・(教育長) 「個別指導計画」という呼称はないということか。
- ・(事務局) そういう呼称が使われてはいないので、「個別の指導計画」といった方が特別支援教育に携わっている人はわかりやすいと捉えてもらってよい。
- ・(委員) 第2章に向かう前の部分、目次の設定について、例えば、教育振興基本計画を市で策定するに当たっては、まずは、国の教育振興基本計画があって、それは二つのコンセプトも出ているので、それがメインになる目標だと思う。「持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」をもとに、国の教育振興基本計画を作りましょうということで細かいのが出てくると思う。それに基づいて作られた埼玉県の方も「豊かな学びで未来を拓く埼玉教育」とあって、それを踏まえて、狭山市の現状や課題が何であるかということを表記して、それは第2章の方に出てくるが、それに基づいて、これから狭山市ではこのような教育振興基本計画を策定しますというような章立てというか、その辺がシンプルになるのではないと考えたがいかがか。それとも、この筋立てが今までを踏襲しているものだから、この方が分かりやすいということであれば、それでも構わないが。
- ・(事務局) 計画の全体の構成は、当初から事務局内、また、庁内検討委員会で意見をいただきながら組み上げてきたところであり、分かりやすさという点では、先ほどの全体の設えも同様であるが、他の先行事例なども参考しながら、こうすると腑に落ちるような流れになるかどうかというところを、今一度検証させてもらう。
- ・(委員) 全体が難しければ、概要版を出す時の筋立てをもう少しシンプルに、子どもたちがぱっと見てそうだなと分かるように、保護者でもよいが、市民が見て分かるような概要版に繋がるようにしてもらいたい。
- ・(委員) このような立場でなかつたら、見る機会はないのではと思うくらいボリュームがあると思うので、先ほど言われた概要版があればありがたい、見てみたいと思う。いろいろな方に見てもらえるようなものになるといいと思う。
- ・(市長) 事務局としても、ここに至るまでは相当な労力がかかっていると思うので、各委員から出された意見を総合して作り上げてもらえればそれでいいと考えている。

今回提示された素案について、基本的に了承され、今後、各委員から出された意見等を踏まえ、事務局で手直しを行うなど第4次狭山市教育振興基本計画の策定に向け事務を進めていくこととなった。

その他

- ・市長から、狭山市の財政状況等の説明があり、狭山市が現状抱えている課題等について懇談が行われた。

以上